

## 9 月定例会 一般質問 楠村信二

初めに不登校児童生徒への教育の選択肢を増やすための施策についてです。

(資料 P 1) 2018 年度の病気と経済的な理由を除いて 30 日以上学校を欠席した不登校児童生徒数が全国で約 16 万 4 千人と過去最高を記録しています。本市においても不登校児童生徒(以降、不登校児童という)は年々増加していると思いますが、(質問 1 - 1) 現在、本市の不登校児童は小中学校でそれぞれ何人いるのでしょうか。

次にネット投票全盛時代の競艇事業売上向上策についてです。

競艇場は全国に 24 場あり、1991 年には 2 兆 2000 億円の売上げがありました。バブル崩壊以降、売上げは年々減少し、2010 年には 8000 億円まで落ち込みました。しかし、昨今 CM の効果やネット投票の普及により、売上げが年々増加しており、2019 年には 1 兆 5000 億円を超えるほど、競艇人気が復活しています。また自治体への財政貢献ですが一般会計への繰出金は 2014 年、119 億円から 2018 年、393 億円となっており、4 年で 3 倍以上になっています。

(質問1-2) ここで伺います。この競艇業界の復活について本市ではどのような見解をお持ちでしょうか。また、競艇業界の追い風を本市売上げに繋げる取り組みをされていますか。お答えください。

次に歩きスマホ防止についてです。

スマートフォンの普及により、歩行中や自転車走行中の「歩きスマホ」や「ながらスマホ」(以降、歩きスマホという)に関する事故が増加しています。人や自転車などに「ぶつかる」事故が最も多く、駅ホームから線路に転落する事故も起っています。歩きスマホは自分自身がけがをするだけでなく、周囲の人にけがを負わせたり、時には死亡事故を起こす大きな社会問題です。

(質問1-3) ここで伺います。本市で歩きスマホによる救急搬送は年間どれぐらいの件数でしょうか。

(2回目不登校)

2017年、教育機会確保法が施行され、不登校児童に学校以外の学びの場を提供することを目的に制定されました。教育機会確保法は、不登校の子どもたちを無理に学校に戻すのではなく、フリースクールや家庭教育など学校以外にも多様な学びの場を提供する重要性を掲げています。これから学びはすべて学校でという仕組みや考え方を変えていかなければなりません。

現在、本市の不登校児童の学校以外の学びの場としては、学習支援教室ほっとすてっぷ EAST（定数40人）ほっとすてっぷ WEST（定数20人）サテライト教室（生涯学習プラザ）などがあります。（質問2-1） しかし、なんらかの事情で行けない不登校児童がどれぐらいいるのか。人数を教えてください。

学習支援教室などに通っていない不登校児童の学力は、学校に通っている児童生徒に比べ、かなり差があると思います。非常に大きな問題です。（質問2-2）  
今後、この学習支援教室にも通っていない不登校児童に対する学習支援の施策が必要と考えますが、如何お考えでしょうか。

不登校児童が自宅でオンライン授業を受けられるようになれば、革命的に不登校児童の学習が変わると思います。

今年度から GIGA スクール構想によって児童生徒 1 人 1 台端末が配られます。高速大容量の通信ネットワークの一体整備もこれから始まります。

文科省は 2019 年オンライン学習も選択肢の一つとされ、インターネットなどを使った学習についても、学校長が内容を踏まえて出席扱いにできるとの通知を自治体などに出されています。

コロナ休業でオンライン授業を実施している自治体でオンライン授業に多くの不登校児が参加できたと報告されています。

(青森市) 小中学校を合わせて 300 人を超える不登校児が発生しています。

今年4月20日から全校でZoomを使ったオンライン授業を開始し、不登校生徒の74,6%がオンライン授業に参加しました。

うち92,5%が通常登校が開始された5月25日以降も登校、登校継続率は7割以上になっています。

4月に学校に通うようになった不登校児は、日が経つに連れて学校に通わなくなる傾向にあります。青森市では2019年度は中学校の不登校児の登校率は数週間で40,7%に下がっていましたが、2020年度は70,2%を維持しています。

(質問2-3) 本市においても不登校児童にみんなと同じ授業を自宅で受けられるよう、オンライン授業を実施されては如何でしょうか。

(競艇2回目)

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、全国の競艇場では2月下旬から無観客でのレースが続きました。この自粛期間に電話投票会員数が伸びてきてお

り（資料 P2 上）ネット投票の売上げが伸びてきています。逆に競艇場に来場される方は減少の一途をたどっていますし、来場者の 64%が 60 歳以上の高齢者です。（資料 P3）来場される方の売上げとネット投票の売上げを比較しても大きな開きがあります（資料 P2 下）

（質問 2 - 4）これからの時代はネット投票の売上げをいかに伸ばしていくかに重点をおくのがいいと思いますが、如何お考えでしょうか。

（資料 P4 上）競艇場は全国に 24 場あり、今、ネット投票全盛時代で互いにパイを奪い合っている状況で、いかに自場開催の舟券を買ってもらうかが重要です。電話投票会員がネット投票を行う場合、その時間にレースが行われている競艇場を選びます。（資料 P4 下）現在、開催の時間帯はおおよそ 9 時から 15 時にレースが行なわれるモーニングレース、11 時から 17 時ぐらいにレースを行っているデイレース、15 時～21 時ぐらいレースを行うナイターレースがあります。現在、モーニングレースを開催しているのが 5 場、ナイターレースが 7 場、残り 12 場がデイレースです。モーニングレース開催場やナイターレース開催場はライバルが少ないため有利です。

現在、コロナ禍にあって売上げを伸ばしているのが、ナイター開催場とモーニングレース開催場です。一例ですとモーニングレースを2011年から実施している徳山競艇場では売上げが2010年、203億円から2018年、602億円と8年で約3倍になっています。2019年度一般会計への繰出し金は7億円になっています。

(質問2-5)本市はデイレースでの開催ですが、売上げ向上のため、第1レースの開始時間を少しでも早められては如何でしょうか。

(歩きスマホ2回目)

東京消防庁が2014年18歳以上男女400人に歩きスマホに関するアンケート調査したところ49%が歩行中や自転車乗車中にスマホ等を使用したことがあると答えた。

大手携帯電話会社の調査では99%が歩きスマホは危険と感じながら、73%が歩きスマホの経験があると回答、66%が人にぶつかったことがある。3,6%が線路に転落した。

自転車での重大事故も発生しています。(資料 P 5) 2019 年 6 月、伊丹市でスマートフォンを見ながら自転車を運転していた女子高生が高齢男性に衝突し男性が重体になっています。このような歩きスマホによる事故が増加しています。

(質問 2 - 6) 本市は特に自転車使用率が高いため、歩きスマホは重大事故の危険性があります。本市の見解をお聞かせ下さい。

2017 年 10 月、ハワイのホノルル市では歩きスマホは 99 ドルの罰金の条例が施行されました。日本では神奈川県大和市や東京都足立区が今年の 7 月、歩きスマホ禁止条例が施行されています。(質問 2 - 7) 本市は自転車の利用者も多く、歩きスマホは重大事故に繋がりがねません。本市においても歩きスマホを禁止する条例制定が必要と考えますが如何でしょうか。